

## 令和6年度第3回山形地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和6年8月21日（水）午後3時00分～午後3時33分
- 2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）
- 3 出席者 委員14名  
公益 押野委員、コーエンズ委員、本間委員、村山委員  
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、西部委員  
使用者側 江袋委員、太田委員、大沼委員、木村委員、丹委員  
【欠席】 公益・丸山委員  
（事務局） 小林山形労働局長、松岡労働基準部長、門脇賃金室長、  
那須地方賃金指導官、丹野事務官

### 4 議 題

- (1) 山形県最低賃金の改正決定について（答申）
- (2) 山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について（諮問）
- (3) その他

### 5 議事経過

#### ○村山会長

ただ今から、第3回山形地方最低賃金審議会を開催します。本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

はじめに、本日の出席者及び公開の関係、その他、審議の前に事務局から報告することがありましたらお願いします。

#### ○事務局：門脇

本日は、公益の丸山委員が欠席されておりますが、公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、計14名の出席がございますので、最低賃金審議会令第5条第2項で規定する定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は公開でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。カメラ撮影については冒頭の部分と答申文、諮問文の受渡しの場면을許可しております。

#### ○村山会長

それでは、これから審議に入りますので、報道機関の方、カメラ撮りは一旦ここまでとしてご着席をお願いいたします。なお、答申文、諮問文の受け渡しの場面の撮影につきましては、そのタイミングで時間を取りますので、指示に従ってください。

議事の(1)山形県最低賃金の改正決定に進みます。山形県最低賃金専門部会の審議結果について、コーエンズ部会長から報告をお願いいたします。事務局は部会報告の写しを配付してください。委員へはあらかじめ配付されていると思いますのでご覧ください。

#### ○コーエンズ部会長

それでは報告いたします。

山形地方最低賃金審議会会長村山永殿。山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会

部会長コーエンズ 久美子。山形県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和6年7月4日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の山形県最低賃金（時間額854円）は、令和4年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙3のとおりである。さらに、当専門部会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、以下のことを山形地方最低賃金審議会の答申に付記することを要望する。1 業務改善助成金等の政府が掲げる生産性向上の支援策について、単年度ではなく複数年度にわたり有効な補助金、助成金制度の新設を含む中長期の施策を構築すること。また、最低賃金引上げの影響を強く受ける地方の中小企業・小規模事業者が活用しやすくなるよう、Cランクの地域に対する要件緩和や予算の傾斜配分など、より一層、実効性のある制度とすること。2 地方の中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁の実現に向け、所管省庁は監視と指導を徹底すること。特に中央の大企業に対する取引適正化の実効的な施策として、たとえば、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る適切な研修、指針に違反する行為に対する独占禁止法及び下請法に基づく厳正な対処などを一層強化・拡充すること。

別紙1、山形県最低賃金。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間955円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、法定どおり。

別紙2、山形県最低賃金と生活保護との比較について。1 地域別最低賃金。(1) 件名、山形県最低賃金(2) 最低賃金額、時間額854円(3) 発効日、令和4年10月6日。2 生活保護水準。(1) 比較対象者、18～19歳・単身世帯者(2) 対象年度、令和4年度(3) 生活保護水準(令和4年度)、生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(95,925円)。3 生活保護に係る施策との整合性について。上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。(註) 1箇月換算額854円(山形県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)×0.807(可処分所得の総所得に対する比率)=119,779円。

専門部会委員は別紙3のとおりです。以上です。

#### ○村山会長

ただ今の報告について、この後、各委員からご意見を伺った上で採決いたします。引き続きこのまま公開の形で進めたいと思いますが、ご異議はございませんか。(「異議なし」の声。)

それでは、ただ今の報告のとおり、専門部会では55円引上げて955円とする結論に至ったということでございます。

また、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、政府に対する要望事項として、業務改善助成金など中小企業・小規模事業者に対する支援策の拡充、価格転嫁を進めるための実効的な施策の強化・拡充を要望する旨を本審議会の答申に付け加えてほしいとのことでもあります。これらの部会報告について各側委員からご意見があればお聞きしたいと思います。まず、労働者側いかがでしょ

うか。

○労働者側：石川委員  
ありません。

○村山会長  
次に、使用者側いかがでしょうか。

○使用者側：丹委員  
ありません。

○村山会長  
公益委員はいかがでしょう。それでは、意見がないようですので、部会報告について採決を行います。

山形県最低賃金の改正について、当審議会として部会報告のとおり、時間額を 55 円引上げて 955 円とすることで答申したいと思います。また、この答申に先ほど報告がありました政府に対する要望事項を付け加えたいと考えます。

これについて賛成の委員の挙手を求めます。公益委員 3 名、労働者側委員 5 名、計 8 名。反対の委員の挙手を求めます。使用者側委員 5 名。採決の結果、会長を除き、賛成の委員が 8 名、反対の委員が 5 名ですので、出席委員の過半数の賛成を得たものと認められますので、山形県最低賃金の改正について部会報告のとおり答申することに決定いたしました。答申文案作成のため若干時間を取りますが、事務局どれくらいかかりますか。

○事務局：門脇  
5 分程度お待ちいただければと思います。

○村山会長  
では、答申文案作成のため 5 分程度休憩といたします。

( 休 憩 )

それでは、審議を再開いたします。当審議会としての答申文案ができあがりましたので、内容をご確認いただくため、事務局で読み上げてください。

○事務局：門脇  
標題以下読み上げさせていただきます。

山形県最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和 6 年 7 月 4 日付け山形労発基 0704 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 4 年 10 月 6 日発効の山形県最低賃金（時間額 854 円）は、令和 4 年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。なお、当審議会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、政府に対し以下のこと

を要望する。1 業務改善助成金等の政府が掲げる生産性向上の支援策について、単年度ではなく複数年度にわたり有効な補助金、助成金制度の新設を含む中長期の施策を構築すること。また、最低賃金引上げの影響を強く受ける地方の中小企業・小規模事業者が活用しやすくなるよう、Cランクの地域に対する要件緩和や予算の傾斜配分など、より一層、実効性のある制度とすること。2 地方の中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁の実現に向け、所管省庁は監視と指導を徹底すること。特に中央の大企業に対する取引適正化の実効的な施策として、たとえば、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る適切な研修、指針に違反する行為に対する独占禁止法及び下請法に基づく厳正な対処などを一層強化・拡充すること。

別紙1、山形県最低賃金を次のとおり改正決定すること。1 適用する地域、山形県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間955円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、法定どおり。

別紙2、山形県最低賃金と生活保護との比較について。1 地域別最低賃金。(1) 件名、山形県最低賃金(2) 最低賃金額、時間額854円(3) 発効日、令和4年10月6日。2 生活保護水準。(1) 比較対象者、18~19歳・単身世帯者(2) 対象年度、令和4年度(3) 生活保護水準(令和4年度)、生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(95,925円)。3 生活保護に係る施策との整合性について。上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。(註) 1箇月換算額854円(山形県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)×0.807(可処分所得の総所得に対する比率)=119,779円。以上です。

○村山会長

皆様、この内容でよろしいでしょうか。「異議なし」の声。)それでは、この内容で山形労働局長に答申することといたします。報道機関の皆様、答申文の受け渡しの場面の撮影を許可いたします。答申します。

○小林労働局長

ありがとうございます。

○村山会長

報道機関の皆様、カメラ撮りはここまでとします。ご着席ください。それでは、ここで山形労働局長からご挨拶をいただきます。

○小林労働局長

ただ今、村山会長より山形県最低賃金の改正決定について答申をいただきました。

7月4日に諮問を行い、ご審議をお願いいたしました。専門部会につきましては、昨日まで6回、大変お忙しい中、審議を尽くしていただきまして感謝を申し上げます。

本年度、目安が50円ということで、ランク関係なく全国一律で50円と異例とも言えるようなところからスタートしました。全国また県内で非常に注目が集まった中で、労使の実態、動向を踏まえまして審議をしていただいたと聞いております。

改めて感謝を申し上げます。本日の答申を受けまして、速やかに改正発効の手続きを進めてまいりたいと思います。

1点だけ、毎回申しておりますけれども、最低賃金につきましては改正後の履行確保が非常に重要と思っております。金額の周知徹底は元より、監督署を中心とした履行確保の徹底を図ってまいるとともに、業務改善助成金等の中小企業の支援策、答申文に付記していただいたようなことを踏まえまして、労働局として最大限取り組んでまいります。

改めて感謝申し上げますが、簡単でございますが、答申に対するご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○村山会長

ありがとうございました。これからの事務手続について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

ただ今、答申がなされましたので、速やかに答申の内容を公示し、異議申出の受付を行います。期間は9月5日木曜日までとなります。異議申出がなされた場合には、9月9日木曜日午前10時から開催予定の第4回本審議会において異議の取扱いについてご審議いただきます。審議の結果、「異議を認めず答申のとおり決定する」との結論となった場合は、直ちに官報公示の手続きを進め、10月19日効力発生となります。

○村山会長

ただ今の説明について何かご質問はございますか。先に進みます。

次に、議事の(2)特定最低賃金の改正決定の必要性についてであります。これにつきまして労働局長から諮問を受けることとなっております。報道機関の皆様、撮影を許可いたします。

○小林労働局長

山形地方最低賃金審議会会長村山永殿。山形労働局長小林学。山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金ほか3件の山形県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求め、諮問いたします。

○村山会長

報道関係者の皆様、カメラ撮りはここまでとします。ご着席ください。必要性の諮問理由について労働局から説明をお願いいたします。

○松岡労働基準部長

特定最低賃金の改正決定の必要性について、諮問理由をご説明いたします。資料1ページご覧ください。本年8月9日に、現行の4つの特定最低賃金に係る産業であります、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業。自動車・同附属品製造業。自動車整備業の関係労働組合の代表から、特定最低賃金の改正決定を求める申出がございました。

山形労働局において内容を審査しましたところ、適用労働者に対する申出合意労働者の割合が概ね3分の1以上であり、申出に必要な条件を満たしていると認められることから、本

日、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について山形地方最低賃金審議会の意見を求める諮問をさせていただきました。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○村山会長

ただ今の説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

それでは、これから必要性の審議に入ります。必要性の審議は今回と次回の2回にわたって行います。初めに、労働者側から申出に係る説明とご意見を伺いたいと思います。

○労働者側：石川委員

特定最低賃金につきましては、当該の4業種における労働条件の向上、また事業の公正競争をより高いレベルで確保すること、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしております。これは、地域別最低賃金との優位性確保が困難となる中においても何ら変わることがない普遍的なことでありと考えております。公正競争が担保される環境、情勢の必要性の高まり、また産業構造の変化や労働力人口流出に伴う産業間の人材確保競争の激化などを鑑みれば、むしろ特定最低賃金の意義や必要性は高まってきているのではないのでしょうか。その重要性を再認識し、当該産業労使のイニシアティブの発揮に向け、真摯に議論を尽くしてまいりたいと思っております。

申出を行った資料のとおり、適用労働者数の概ね3分の1を超える合意をもって申請いたしました。資料13ページより、疎明資料つけさせていただきましたが、こちらは厚生労働省公表の令和5年賃金構造基本統計調査、賃金センサスを基に当該4業種の賃金について調べた結果を記載したものであります。各産業、規模間で開きはありますが、概ね17万円台半ばの初任給となっております。当該産業初任給を時給で換算しますと、いずれも現行の特定最低賃金を上回っている状況です。長引く人手不足解消のため、人材確保激化の中、採用時における企業の努力によるものと推測されます。また、4業種で全て60歳以降の賃金が設定されております。一般産業用機械等製造業、自動車整備業、自動車・同附属品製造業においては、規模に関わらず70歳以降の賃金までもが確保された賃金実態が見て取れます。また、一般産業用機械等製造業、電気機械器具等製造業、自動車・同附属品製造業の60歳以降については中小零細の方が高水準であり、自動車整備業に至っては、ほぼすべての区分において中小零細の賃金水準の方が高いことが見て取れます。中小零細の採用難、人手不足がさらに深刻さを増しているのではないのでしょうか。

この少子高齢化の中、この勢いで人手不足が続けば、企業また産業存続にもつながる恐れが十二分にあります。それぞれの産業でしっかりと地域別最低賃金に対して優位性を持った金額を担保し、地域間格差による労働力流出などを鑑み、人材確保を最優先するべきではないのでしょうか。特に、若年層の確保を推進し、県内企業存続と産業、工業の発展に寄与することが山形の未来に繋がるのではないかと考えております。今年度におきましても、真摯な議論を尽くしてまいり所存でございます。当該労使のイニシアティブを発揮して、それぞれの課題に対応していただきたいと考えております。以上でございます。

○村山会長

次に、使用者側からご意見等お願いします。

○使用者側：丹委員

本日の段階では承っておきます。

○村山会長

各側委員から、ほかにご発言はございませんか。なければ、本日段階での必要性審議は、これにて終了したいと思います。次回も引き続き必要性についての審議を行います。次回の日程等について、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

次回、第4回本審議会は、9月9日月曜日午前10時から大会議室で開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○村山会長

次回の第4回本審議会は、本日答申しました地域別最低賃金に対して異議の申出があった場合の異議審と特定最低賃金の必要性の審議となります。

これらの審議については原則どおり公開としたいと思いますが、ご意見はございますか。ご意見がないようですので、次回の本審議会は公開といたします。本日予定していたものはこれで終了ですが、ほかにも委員の皆様から何かご発言はございますか。ないようですので、これで本日の審議会を終了いたします。お疲れ様でした。